

中期計画見込評価書

地方公共団体情報システム機構における

個人番号カード関係事務に係る

中期目標の期間における業務の実績に関する見込評価

令和7年

内閣総理大臣

総務大臣

1-1-1	評価の概要	・・・p	1
1-1-2	総合評定	・・・p	2
1-1-3	項目別評定総括表	・・・p	3
1-1-4-1	項目別評定調書（業務の質の向上に関する事項）	・・・p	4
	項目別評定調書No. I-1 マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等	・・・p	4
	項目別評定調書No. I-2 次期のマイナンバーカード関連システムの構築等	・・・p	8
	項目別評定調書No. I-3 マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新	・・・p	10
	項目別評定調書No. I-4 コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定	・・・p	13
	項目別評定調書No. I-5 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供	・・・p	15
	項目別評定調書No. I-6 移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載	・・・p	17
	項目別評定調書No. I-7 国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用	・・・p	19
	項目別評定調書No. I-8 運転免許証とマイナンバーカードの一体化	・・・p	21
	項目別評定調書No. I-9 在留カードとマイナンバーカードの一体化	・・・p	23
	項目別評定調書No. I-10 住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等	・・・p	25
	項目別評定調書No. I-11 次期マイナンバーカード仕様の設計の検討	・・・p	30
1-1-4-2	項目別評定調書（マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項）	・・・p	31
	項目別評定調書No. II-1 効率的・効果的な組織体制の構築	・・・p	31
	項目別評定調書No. II-2 システム関連経費・調達効率化・合理化	・・・p	34
	項目別評定調書No. II-3 働き方改革の推進による業務運営の効率化	・・・p	37
	項目別評定調書（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）	・・・p	39
	項目別評定調書No. III-1 人材の育成・確保	・・・p	39
	項目別評定調書No. III-2 適正な事務処理の確保	・・・p	41
	項目別評定調書No. III-3 個人情報保護	・・・p	43
	項目別評定調書No. III-4 情報セキュリティ対策	・・・p	45
	項目別評定調書No. III-5 情報公開・情報発信の充実・強化	・・・p	47

1-2-1 中期目標期間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	地方公共団体情報システム機構	
評価対象	見込評価（中期目標期間実績評価）	令和3年9月1日～令和7年3月31日（第一期中期目標期間の前年度まで）
	中期目標期間	令和3年9月1日～令和8年3月31日

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	内閣総理大臣		
法人所管部局	デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ	担当課、責任者	J-LIS 担当 参事官事務代理 圓増 正宏
評価点検部局	デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ	担当課、責任者	J-LIS 担当 参事官事務代理 圓増 正宏
主務大臣	総務大臣		
法人所管部局	自治行政局	担当課、責任者	マイナンバー制度支援室 内海 隆明
評価点検部局	自治行政局	担当課、責任者	マイナンバー制度支援室 内海 隆明

3. 評価の実施に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・理事長から意見聴取を実施（令和7年8月5日） ・5名の有識者から意見聴取を実施（令和7年8月6日）

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体として概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由	<p>項目別評価は2項目がA、その他項目は全てBであり、また全体の評価を引き下げる事象もなかった。 したがって、デジタル庁・総務省が定める評価基準に基づき、各項目の点数をウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評価とした。</p> <p>【項目別評価の加重平均】 $\{A(4点) \times 2項目 + B(3点) \times 17項目\} \div 19 = 3.11$ ⇒加重平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※ 算定に当たっては、評価ごとの点数を、「S」評価：5点、「A」評価：4点、「B」評価：3点、「C」評価：2点、「D」評価：1点としている。 ※ 2.5点以上3.5点未満：B</p>	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	該当なし
その他特記事項	該当なし

1-2-3 中期目標期間評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	見込評価	期間実績評価		
I. 業務の質の向上に関する事項									
マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等	A ○ 重	A ○ 重	B ○ 重	A ○ 重		A		I-1	
次期のマイナンバーカード関連システムの構築等	B ○ 重	B ○ 重	B ○ 重	B ○ 重		B		I-2	
マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新	A ○ 重	B ○ 重	B ○ 重	B ○ 重		B		I-3	
コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定	A ○ 重	B ○ 重	B ○ 重	B ○ 重		B		I-4	
公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供	B ○ 重	B ○ 重	A ○ 重	B ○ 重		B		I-5	
移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載	B ○ 重	B ○ 重	A ○ 重	B ○ 重		B		I-6	
国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用	B ○ 重	B ○ 重	B ○ 重	B ○ 重		B		I-7	
運転免許証とマイナンバーカードの一体化	B ○ 重	B ○ 重	B ○ 重	B ○ 重		B		I-8	
在留カードとマイナンバーカードの一体化	B ○ 重	B ○ 重	B ○ 重	B ○ 重		B		I-9	
住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等	B ○ 重	A ○ 重	A ○ 重	B ○ 重		A		I-10	
次期マイナンバーカード仕様の設計の検討	B ○ 重	B ○ 重	B ○ 重	B ○ 重		B		I-11	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	見込評価	期間実績評価		
II. マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項									
効率的・効果的な組織体制の構築	A 重	A 重	B 重	B 重		B		II-1	
システム関連経費・調達効率化の効率化・合理化	B	B	B	B		B		II-2	
働き方改革の推進による業務運営の効率化	B	B	B	B		B		II-3	
III. その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項									
人材の育成・確保	B	B	B	B		B		III-1	
適正な事務処理の確保	B	B	B	B		B		III-2	
個人情報保護	B	B	B	B		B		III-3	
情報セキュリティ対策	A	B	B	B		B		III-4	
情報公開・情報発信の充実・強化	B	B	B	B		B		III-5	

1-2-4-1 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-1	マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等				
業務に関連する政策・施策	デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定。以下「重点計画」）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」）第16条の2		
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	82人	89人	100人	111人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	
			（詳細は、下記の主な業務実績並びに令和3年度事業報告第3章三、令和4年度事業報告第3章三、令和5年度事業報告第3章三・四及び令和6年度事業報告第3章三・四）	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>・今般の中期計画期間（R3～R7）においては、（令和3年度）後期高齢者に係るQRコード付き交付申請書の送付、健康保険証利用に係るオンライン資格確認等に加え、年度当初には想定されていなかったワクチン接種証明書やマイナポイント第2弾、（令和4年度）マイナンバーカードの未取得者を対象としたQRコード付き交付申請書の再々送付や、年度当初には想定されていなかったマイナンバーカードの未取得者を対象としたQRコード付き交付申請書の再々送付及びマイナポイント第2弾の実施期間の延長、（令和5年度）公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本四情報等の提供、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載、（令和6年度）特急発行や国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用、（令和7年度）マイナ免許証の更新業務、令和8年度中に開始となるマイナンバーカードへの氏名の振り仮名・ローマ字記載に係るシステムの設計・開発、次期マイナンバーカードに関するシステムの検討など、マイナンバーカードに関する政府の施策が数多く進められたことから、機構として業務量を予測し、システムの安定稼働を図ることや、その他政府の施策に対し迅速かつ適切な対応を講じることが困難な状況であった。</p>	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)
○令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、想定される市区町村への毎月のカード発送数に基づき、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要な申請受付・発行体制の強化を図ること。	○令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、令和3年度中に、申請動向に応じて、1月当たり最大約480万枚のカードを市区町村へ発送できるよう、必要な申請受付・発行体制の強化を図る。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・月単位での交付枚数。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度中に、1月当たり最大約480万枚のカードを市区町村へ発送できる体制の強化が図られているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>[定量的指標の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村へのカード発送可能枚数 最大約480万枚/月（R3年10月以降） 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成していることを評価。	<ul style="list-style-type: none"> ・こうした困難な状況であったとともに、マイナンバーカード関連システムは社会インフラともなる非常に大規模なシステムとなったにもかかわらず、令和3年度以降、毎年稼働率99.9%以上の定量的な指標を達成しており、非常に安定的な運用がなされている。 ・本評価にあたり開催された有識者会議においても、有識者からマイナンバーカード関連システムを安定稼働している点について、高く評価する意見が多く挙げられた。 ・以上より、所期の目標を上回る成果が得られたと認められるため、A評価とする。
○マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、マイナンバーカード関連システムについて、必要な増強等を行う。	○マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム（以下「マイナンバーカード関連システム」という。）について、令和3年度中に、1日当たり最大約16万枚のマイナンバーカード及び電子証明書を発行できるよう増強を行う。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日単位でのマイナンバーカード及び電子証明書の発行枚数。 	<p>[定量的指標の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日単位でのマイナンバーカード及び電子証明書の発行可能枚数： 最大約16万枚（R3年10月以降） 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成していることを評価。	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価 (見込評価)
			業務実績	自己評価	
○マイナンバーカード関連システムについて、国の支援の下、安全かつ安定的な運営を実施し、システム稼働率99.9%以上の確保を目指すこと。	○マイナンバーカード関連システムについて、引き続き、運用管理体制やシステムの強化(電子証明書の有効性確認に用いるサーバの2センター化等)等により、障害発生時に住民サービスに支障が生じないよう早期の復旧を図る等、安全かつ安定的な運営を実施するとともに、次期システムにおいて国の支援の下2センター化やクラウド技術の活用などアーキテクチャの抜本的な見直しを進めること等を通して、システム稼働率99.9%以上の確保を目指す。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関連システムのシステム稼働率 	<p>[定量的指標の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カード管理システム： R3:100% R4:100% R5:100% R6:100% ・公的個人認証システム(窓口向けサービス)： R3:99.9% R4:100% R5:100% R6:100% ・公的個人認証システム(署名検証者向けサービス)： R3:100% R4:100% R5:100% R6:100% <p>[定量的指標以外の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関連システムについて、データベースアクセス状況の確認やレスポンスタイムの解析などによる運用監視を通じた予防保守の強化や月1回を目途に復旧訓練を行うなど訓練の継続的な実施による障害発生時のレジリエンス(障害復旧力)の強化による運用管理体制の強化を実施。 ・特に、年始や年度末等の市区町村窓口業務の繁忙期において、システムへの業務処理が集中し窓口業務に影響を及ぼさないようにするため、システム監視強化を行うとともに、総務省と連携して、マイナンバーカードの交付前設定業務等の非対面業務を、窓口業務のピーク時間外に実施してもらうよう、市町村に依頼するなど、安定的なシステム運用に向けた対応を実施。 	<p>左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、中期計画を着実に達成していることを評価。</p>	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価 (見込評価)
			業務実績	自己評価	
○迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送を、原則として遅くとも14日以内に実施できるようにするとともに、更なる短縮についても検討を行うこと。	○迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送について、令和3年度中に、1日当たり最大16万件の申請に対し、原則として遅くとも14日以内に実施できるようにするための体制整備を行う。また、更なる短縮についても検討を行う。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した日数(最大日数・平均日数) <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの申請受付から市区町村へのカード発送までに要した日数の更なる短縮に向けた検討が適切に行われているか。 	<p>[定量的指標の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請受付からカード発送までに要した最大日数(年末年始、DC移転に伴うシステム移行作業の影響を除く) R3:13日 R4:14日 R5:13日 R6:13日 ・申請受付からカード発送までに要した平均日数 R3:10.2日 R4:9.9日 R5:9.7日 R6:9.5日 <p>[定量的指標以外の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者等を対象に、原則1週間でカードを取得することができるよう、特急発行の仕組みを構築し、令和6年12月2日から運用を開始した。 ・特急発行の申請受付からカード発送までに要した最大日数:4日(年末年始を除く) ・特急発行の申請受付からカード発送までに要した平均日数:4日 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、中期計画を着実に達成していることを評価。	
○住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、原則として年間応答率95%以上の確保を目指すとともに、マイナンバーカードの発行枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、業務の効率化	○住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、原則として年間応答率95%以上の確保を目指すとともに、マイナンバーカードの発行枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、マイナンバー	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクの年間応答率。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクの業務の効率化やサービスの向上を図る取組が進められているか。 	<p>[定量的指標の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民向けコールセンター年間応答率: R3:99.1% R4:97.8% R5:99.5% R6:99.6% ・地方公共団体向けヘルプデスクの年間応答率:R3:98.9% R4:98.9% R5:98.7% R6:98.5% <p>[定量的指標以外の実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月より新たなコールセンターの運用を開始し、2拠点化を実現するとともに、同年8月より、マイナンバーカード総合サイトにAIチャットボット、同年9月より有人チャットシステム、さらには10月よりマイナンバーカードの申請状況を確認できる専用サイトを導入する等サービスの向上を図った。 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、中期計画を着実に達成していることを評価。	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価 (見込評価)
			業務実績	自己評価	
やサービスの向上を図る取組を進めること。	カード紛失時等に一時利用停止を受け付ける業務を災害時でも継続するために2拠点化することを含め必要な体制強化を行う等、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進める。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載に伴い、スマートフォン紛失時等に一時利用停止を受け付ける業務をコールセンターで新たに実施する体制を令和5年5月に構築。 ・ 国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用の開始に伴い、国外転出者からのマイナンバーカードに関する問い合わせ及び一時利用停止を受け付ける業務をコールセンターで新たに実施する体制を令和6年5月に構築。 ・ 時機に応じたFAQの見直しや問合せ記録の情報共有等のコールセンターとヘルプデスクの相互の連携強化など、サービス強化の取組を実施。 		

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-1 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-2	次期のマイナンバーカード関連システムの構築等				
業務に関連する政策・施策	-		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	番号利用法第16条の2	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	76人	83人	94人	103人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	
			（詳細は、下記の主な業務実績並びに令和5年度事業報告第3章三・四及び令和6年度事業報告第3章三・四）	<評価と根拠> 評価：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> -	評価	B
					<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
○セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期のマイナンバーカード関連システムを構築すること。	○ほぼ全国民がマイナンバーカードを利用することを前提に、セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期のマイナンバーカード関連システムを構築すること。その際、大規模	<評価の視点> ・令和5年度中の次期マイナンバーカード関連システムの構築に向けた検討が適切に進められているか。	<主要な業務実績> ・大規模災害時やシステム障害時でも業務が継続できるよう、令和5年度にカード管理システムや公的個人認証サービスのバックアップ機能を構築するとともに、公的個人認証サービスについて有効性確認機能の2センター化について構築。 ・OCSPレスポンドのクラウド化の実現性、クラウド環境に移行可能な範囲を確認するため、令和7年2月よりOCSPレスポンドのクラウド化に関する影響調査を実施。	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	(見込評価)
		災害時やシステム障害時でも業務が継続できるよう2センター化することや、拡張性に優れたシステムを効率的に構築できるようクラウド技術を活用すること等を検討する。				
	○マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行うこと。	○マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行う。	<p><評価の視点></p> <p>・政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討がなされているか。</p>	<p>・政府において進められている「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」の検討について、「トータルデザイン実現に向けた自治体タスクフォース」にオブザーバーとして参加。</p> <p>※令和5年度以降、「トータルデザイン実現に向けた自治体タスクフォース」の開催はなかった。</p>	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。	

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-1 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-3	マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第29条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」）第3条・第22条		
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	76人	83人	94人	103人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	
			（詳細は、下記の主な業務実績並びに令和3年度事業報告第3章三、令和4年度事業報告第3章三、令和5年度事業報告第3章三・四及び令和6年度事業報告第3章三・四）	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	評定	B
					<p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	
○マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう工夫し、円滑な作成・発行に努めるとともに、必要なデータの作成や発行状況等を管	○マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう、更新対象（マイナンバーカード又は電子証明書）を明確にした通知書及びパン	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 有効期限通知書について国民にとってその内容が分かりやすいものとなるような工夫が行われたか。 有効期限通知書が円滑に作成・発行されているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう、令和4年2月に見直しを行った有効期限通知書及びパンフレットを用いて、マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限到来から約3か月前には有効期限通知書を円滑に作成・発行。また、国外転出者に対しては、約3か月前には有効期限の通知をメールで配信するサービスを令和6年10月に開始。 顔認証マイナンバーカードの導入に合わせて、有効期限通知書等の様式及びパンフレットの更新を実施。 	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価 (見込評価)
			業務実績	自己評価	
<p>理するためのシステムの安全かつ安定的な運営を実施すること。また、電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて必要な対応を行うこと。</p>	<p>フレットを送付する等の工夫を行い、円滑な作成・発行に努める。 また、必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムについて、予防保守の強化や障害発生時のレジリエンス（障害復旧力）の強化、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策等を行うことにより、安全かつ安定的な運営を実施する。加えて、電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて、ヘルプデスクの体制を確保するなど、必要な対応を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有効現通知書の作成や発行状況等を管理するためのシステムが安全かつ安定的に運営されているか。 電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じてヘルプデスクの体制の確保等がなされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限通知書の作成や発行状況等を管理するためのシステムは、データベースアクセス状況の確認やレスポンスタイムの解析などによる運用監視を通じた予防保守の強化や訓練の継続的な実施による障害発生時のレジリエンス（障害復旧力）の強化、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策を網羅的に講じるとともに、その準拠性を確認するための外部監査を実施しており、システムを安全かつ安定的に運営。 郵便局に電子証明書の発行・更新等の委託を開始した団体に、機構から提供したチェックシートを用いて、郵便局に対する内部監査を実施していただくとともに、一部の郵便局については、機構が現地視察を行い、適切に業務が行われていることを確認。 		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	(見込評価)
	○令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、必要な体制の検討・整備を行うこと。	○令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、システムの処理能力の確保等必要な体制の検討・整備を行う。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加が適切に見込まれているか。また、処理件数の増加の見込みに対して、必要な体制の検討が適切に行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年～3年にかけてのマイナンバーカードの大量発行や令和4年頃からのマイナポイント事業に伴うマイナンバーカードの大量発行に伴い、令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加に対応するため、システムの処理性能の増強を図った。 	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。	

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-1 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-4	コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定				
業務に関連する政策・施策	デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）別添1「国・地方デジタル化指針」	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第65条第1項第4号		
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	11人	7人	9人	10人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	
			（詳細は、下記の主な業務実績並びに令和3年度事業報告第3章四、令和4年度事業報告第3章四、令和5年度事業報告第3章四及び令和6年度事業報告第3章四）	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	評価	B
					<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	
<p>○顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに必要なシステム改修・体制整備等を実施すること。</p> <p>○運用開始後は、コンビニエンスストアでの電子証明書の</p>	<p>○顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに顔認証により申込ができるスマートフォンアプリの開発、コンビニエンスストアの端末で手続きができる仕組の構築</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能とするためのシステム改修・体制整備等がなされたか。 運用開始後の執行が安定的かつ円滑に行われているか。必要に応じたシステム改修、体制整備等が行われているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの署名用電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能とするためのシステム改修・体制整備等を行い、令和3年11月からサービスを開始。 コンビニエンスストアでの利用者証明用電子証明書の暗証番号初期化・再設定については、必要なシステム開発等を実施し、令和6年7月からサービスを開始。 運用開始後は、コンビニエンスストア事業者と連携し、業務の安定的かつ円滑な執行に努めたことにより、各年度において、着実に利用の実績があった。 <p>R3：約2.5万件、R4：約12.3万件、R5：約22万件、R6：約34万件</p> <ul style="list-style-type: none"> システム改修・体制整備等の検討については、利用者の声を踏まえ、UI・UX 	<p>左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。</p>		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	(見込評価)
	暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じ、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。	等、必要なシステム開発・体制整備を実施する。 ○また、運用開始後は、コンビニエンスストア事業者と連携し、コンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じ、システム改修・体制整備等の検討を行う。		を向上させるためのシステム改修を行った。		

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-1 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-5	公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		公的個人認証法第18条第3項	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	21人	33人	37人	40人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	
			（詳細は、下記の主な業務実績並びに令和3年度事業報告第3章四、令和4年度事業報告第3章四、令和5年度事業報告第3章四及び令和6年度事業報告第3章四）	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	評価	B
					<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	
○令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム改修・体制整備等を実施すること。	○令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、本人同意情報等を管理する仕組みや署名検証者に最新の基本4情報を提供する仕組みの構築等、必要なシステム改修・体制整備	<p><評価の視点></p> <p>・令和4年度中に本人同意に基づく4情報等の提供を開始するための具体的な目標及びスケジュールが定められているか。必要なシステム改修・体制整備等が実施されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>・国において、本人同意に基づく基本4情報等の提供開始を令和5年5月にスタートすることが決定されたことを受け、システム構築、運用準備等を実施し、計画通り運用を開始。</p>	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)
	<p>等を実施する。</p> <p>○また、運用開始後は、本人同意に基づく基本4情報等の提供に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 運用開始後は、署名検証者からの届出等の処理、署名検証者への技術的支援等を適切に行い、業務の安定的かつ円滑な執行に努めた。 利用者の声を踏まえ、住民が基本4情報等の提供可否を変更する際に、マイナンバーカード・スマートフォンのいずれの電子証明書でも行うことができるようシステム改修を実施。 		

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-1 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-6	移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		公的個人認証法第16条の2・第35条の2	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	21人	33人	37人	40人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	
			（詳細は、下記の主な業務実績並びに 令和3年度事業報告第3章四、 令和4年度事業報告第3章四、 令和5年度事業報告第3章四及び 令和6年度事業報告第3章四）	<評価と根拠> 評価：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評価	B
○令和4年度中に、整備法による公的個人認証法の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用電子証明書」という。）のスマートフォンへの搭載が実現されるよう、関係省庁等と調整	○令和4年度中に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による公的個人認証法の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用電子証明	<評価の視点> ・令和4年度中に、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載が実現されるための具体的な目標及びスケジュールが定められているか。必要なシステム改修・体制整備等が実施されているか。	<主要な業務実績> ・国において、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載開始を令和5年5月にスタートすることが決定されたことを受け、システム構築、運用準備等を行い、計画通りに開始。	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)
の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。	書」という。)のスマートフォンへの搭載が実現されるよう、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、移動端末設備用電子証明書の発行・失効を行う仕組の構築等、必要なシステム改修・体制整備等を実施する。 ○運用開始後は、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。				
			<ul style="list-style-type: none"> 運用開始後は、移動端末設備用電子証明書の発行や、コールセンターにおける利用者からの問合せ対応等を適切に行い、業務の安定的かつ円滑な執行に努めた。 デジタル重点計画に基づき、関係省庁等と調整の上、iOS 端末への搭載の実現に向けたシステム改修等を行い、令和7年6月に搭載を開始。 		

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-1 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-7	国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		番号利用法第16条の2	
人員に関する情報 (従事人員数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	7人	67人	74人	75人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	
			(詳細は、下記の主な業務実績並びに 令和3年度事業報告第3章一、 令和4年度事業報告第3章一、 令和5年度事業報告第3章一・三・四 及び 令和6年度事業報告第1章四、第3章 一・三・四)	<評価と根拠> 評価：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に 達成していることを評価。 <課題と対応> —	評価	B
○令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。	○令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、マイナンバーカードの継続利用に当たり、本人確認に用いる附票連携システムの構築等、	<評価の視点> ・令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするための具体的な目標及びスケジュールが定められているか。必要なシステム改修・体制整備等が実施されているか。	<主要な業務実績> ・附票連携システム及び住民基本台帳ネットワークシステム等の関連システムの改修を実施し、令和6年5月から、国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするサービスを開始。	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)
	<p>必要なシステム開発・体制整備等を実施する。</p> <p>○運用開始後は、市区町村と連携し、国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 運用開始後は、国外転出者からのマイナンバーカードに関する問い合わせ等を受け付ける業務をコールセンターで新たに実施する体制を整備するとともに、市区町村と連携し、国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めた。 在外公館における端末を用いたマイナンバーカード関連業務の実施に当たり、システム改修による実現方針やスケジュール等について検討を実施するとともに、システム設計を実施。 		

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-1 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-8	運転免許証とマイナンバーカードの一体化				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		番号利用法第16条の2	
人員に関する情報 (従事人員数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	57人	58人	59人	64人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	
			(詳細は、下記の主な業務実績並びに 令和3年度事業報告第3章三、 令和4年度事業報告第3章三、 令和5年度事業報告第3章三及び 令和6年度事業報告第3章三)	<評価と根拠> 評価：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
○令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。	○令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、必要なシステム構築・体制整備等を実施する。	<評価の視点> ・令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するための具体的な目標及びスケジュールが定められているか。	<主要な業務実績> ・必要なシステムの改修及び運用準備等を実施し、令和7年3月に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始。	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	(見込評価)
		○運用開始後は、 運転免許証と マイナンバー カードの一体 化に係る業務 の安定的かつ 円滑な執行に 努めるととも に、必要に応じ て、システム改 修・体制整備等 の検討を行う。		<ul style="list-style-type: none"> 運用開始後は、コールセンターにおける利用者からの問い合わせ対応等を適切に行い、業務の安定的かつ円滑な執行に努めた。 マイナ免許証の更新に際して、免許記録情報を再搭載するため、関係省庁と調整の上、システム改修を実施。 		

3. その他参考情報	
特になし	

1-2-4-1 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-9	在留カードとマイナンバーカードの一体化				
業務に関連する政策・施策	重点計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		-	
人員に関する情報 (従事人員数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	57人	67人	74人	75人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	
			(詳細は、下記の主な業務実績並びに 令和3年度事業報告第3章三、 令和4年度事業報告第3章三、 令和5年度事業報告第3章三及び 令和6年度事業報告第3章三)	<評価と根拠> 評価：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> -	評価	B
					<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
○令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。	○令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定めて年度計画に記載し、必要なシステム構築・体制整備等を実施する。運用開始後は、在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付に	<評価の視点> ・令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するための具体的な目標及びスケジュールが定められているか。	<主要な業務実績> ・出入国管理及び難民認定法等一部改正法により、在留カードとマイナンバーカードの一体化の施行が公布（令和6年6月）後2年以内とされたことから、これに向け、関係省庁と、システム改修による実現方針やスケジュール等について検討を行うとともに、システム設計等を実施した。	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	
	係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行う。					

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-1 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-10	住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等				
業務に関連する政策・施策	-		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	-	
人員に関する情報 （従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	11人	11人	24人	20人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	
			（詳細は、下記の主な業務実績並びに令和5年度事業報告第3章四・七及び令和6年度事業報告第3章四・七）	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>根拠：今般の中期計画期間（R3～R7）においては、（令和3年度）後期高齢者に係るQRコード付き交付申請書の送付、健康保険証利用に係るオンライン資格確認等に加え、年度当初には想定されていなかったワクチン接種証明書やマイナポイント第2弾、（令和4年度）マイナンバーカードの未取得者を対象としたQRコード付き交付申請書の再々送付や、年度当初には想定されていなかったマイナンバーカードの未取得者を対象としたQRコード付き交付申請書の再々送付及びマイナポイント第2弾の実施期間の延長、（令和5年度）公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本四情報等の提供、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載、（令和6年度）特急発行や国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用、（令和7年度）マイナ免許証の更新業務、令和8年度中に開始となるマイナンバーカードへの氏名の振り仮名・ローマ字記載に係るシステムの設計・開発、次期マイナンバーカードに関する</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>・今般の中期計画期間（R3～R7）においては、（令和3年度）後期高齢者に係るQRコード付き交付申請書の送付、健康保険証利用に係るオンライン資格確認等に加え、年度当初には想定されていなかったワクチン接種証明書やマイナポイント第2弾、（令和4年度）マイナンバーカードの未取得者を対象としたQRコード付き交付申請書の再々送付や、年度当初には想定されていなかったマイナンバーカードの未取得者を対象としたQRコード付き交付申請書の再々送付及びマイナポイント第2弾の実施期間の延長、（令和5年度）公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本四情報等の提供、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載、（令和6年度）特急発行や国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用、（令和7年度）マイナ免許証の更新業務、令和8年度中に開始となるマイナンバーカードへの氏名の振り仮名・ローマ字記載に係るシステムの設計・開発、次期マイナンバーカードに関するシステム等の検討など、マイナンバーカードに関する政府の施策が数多く進められたことから、機構として業務量を予測し、システムの安定稼働を図ることや、その他政府の施策に対し迅速かつ適切な対応を講じることが困難な状況であった。</p>	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)
				<p>システムの検討 など、マイナンバーカードに関する政府の施策が数多く進められたことから、機構として業務量を予測し、システムの安定稼働を図ることや、その他政府の施策に対し迅速かつ適切な対応を講じることが困難な状況であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> こうした困難な状況において、以下の通り、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションの開発等を行った。 ワクチン接種証明書のコンビニ交付サービスについて、コンビニ事業者等との調整を機構が行い、事業者の速やかな参入を促進したことにより、主要なコンビニ事業者の店舗においては利用可能とすることができ、全市区町村の9割以上の市区町村において導入された。 マイナンバーカードと保険証の一体化を進め、令和6年12月に保険証の廃止を目指すこととされたことから、マイナンバーカードを希望するすべての国民に行き渡るよう、マイナンバーカードの取得に課題がある方への環境整備が必要な状況において、顔認証機能に絞った顔認証マイナンバーカードを作成するためのアプリを短期間で開発し、市区町村に配布を行った。 令和5年5月に電子証明書のスマートフォン搭載が実現されたことから、多くの住民にスマートフォン用電子証明書を活用していただくよう、スマートフォン用電子証明書で利用可能なサービスの拡大が必要な状況において、コンビニ交付サービスについて、電子証明書を搭載した 	<ul style="list-style-type: none"> こうした困難な状況において、以下のとおり、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションの開発等を行った。 ワクチン接種証明書のコンビニ交付サービスについて、コンビニ事業者等との調整を機構が行い、事業者の速やかな参入を促進したことにより、主要なコンビニ事業者の店舗においては利用可能とすることができ、全市区町村の9割以上の市区町村において導入された。 マイナンバーカードと保険証の一体化を進め、令和6年12月に保険証の廃止を目指すこととされたことから、マイナンバーカードを希望するすべての国民に行き渡るよう、マイナンバーカードの取得に課題がある方への環境整備が必要な状況において、顔認証機能に絞った顔認証マイナンバーカードを作成するためのアプリを短期間で開発し、市区町村に配布を行った。 令和5年5月に電子証明書のスマートフォン搭載が実現されたことから、多くの住民にスマートフォン用電子証明書を活用していただくよう、スマートフォン用電子証明書で利用可能なサービスの拡大が必要な状況において、コンビニ交付サービスについて、電子証明書を搭載したスマートフォン搭載が実現されたことから、多くの住民にスマートフォン用電子証明書を活用していただくよう、スマートフォン用電子証明書で利用可能なサービスの拡大が必要な状況において、コンビニ交付サービスについて、電子証明書を搭載したスマートフォンを利用する方式の開発を短期間で行い、サービスを開始した。 地方公共団体からの要望を受け、コンビニエンスストアでの利用者用電子証明書の暗証番号初期化・再設定のサービスを提供することが国において決定されたことから、機構においてシステムの開発を進めた。 以上より、所期の目標を上回る成果が得られたと認められるため、A評価とする。

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)
				<p>スマートフォンを利用する方式の開発を短期間で行い、サービスを開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体からの要望を受け、コンビニエンスストアでの利用者用電子証明書の暗証番号初期化・再設定のサービスを提供することが国において決定されたことから、機構においてシステムの開発を進めた。 ・以上より、困難度が高い目標・計画を達成しているものと認められ、目標を上回る成果を出したことから、A評価とした。 <p><課題と対応> —</p>	
○関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で行うこと。	○関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で行う。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションについて適切に検討がなされているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【ワクチン接種証明書のコンビニ交付サービスの活用】(令和3・4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がワクチン接種証明書をより手軽に取得できるよう、ワクチン接種証明書のコンビニ交付サービスの活用について、デジタル庁及び総務省と連携しつつ、約4か月という短期間でシステム構築を行うのみならず、コンビニ事業者等との調整を機構が行い、事業者の速やかな参入を促進したことにより、主要なコンビニ事業者の店舗においては利用可能とすることができ、全市区町村の9割以上の市区町村(令和5年3月末で1,577市区町村)において導入。 <p>【全国共通のマイナンバーカードアプリケーション搭載システム】(令和4・5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の市区町村がマイナンバーカード 	<p>左記のとおり、困難度が高い目標・計画を達成しているものと認められ、目標を上回る成果を出したことを評価。</p>	<p><留意事項></p> <p>オンラインでなくても有効性確認が可能なCRL方式について、災害時等に各地域で活用可能な実効性ある仕組みを構築する必要がある。</p>

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)
			<p>アプリケーション搭載システムを利用しやすいように、全国で共通のカードアプリケーションを搭載できる環境を構築するとともに、市区町村の窓口業務の負担を軽減するために、コンビニエンスストア等のキオスク端末でも当該アプリケーションの搭載を可能とするシステムを構築。</p> <p>【地方認証プラットフォームにおけるCRL方式の導入】(令和4・5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の支援の下で、市区町村が窓口サービス等で公的個人認証サービスの利用者証明用電子証明書の有効性確認を簡便に行える地方認証プラットフォームについて、従来のOCSP方式に加えて、利便性の向上を図るために、CRL(失効リスト)方式により失効確認を一括で確認できるようにするためのシステムを構築し、令和6年2月よりサービスを開始。 <p>【顔認証マイナンバーカード作成アプリ】(令和5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードのパスワードの取り扱いに不安をもつ住民向けに、マイナンバーカードに登録された4桁のパスワードをロックし、顔認証機能に絞った顔認証マイナンバーカードを作成するためのアプリを開発し、市区町村に配布。 <p>【電子証明書を搭載したスマートフォンによるコンビニ交付】(令和5・6・7年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ交付サービスについて、従来のマイナンバーカードを利用する方式に加え電子証明書を搭載したスマートフォン(Android 端末)を利用する方式の開発を行い、全国のローソン、ファミリーマートで令和6年1月より(東京都内は先行して令和5年12 		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)
			<p>月より)、イオングループで令和6年3月よりそれぞれサービスを開始し、令和6年度にはセブン-イレブンでも11月よりサービスを開始。</p> <p>また、iOS 端末でもサービスを利用できるように、必要な開発を行い、令和7年6月よりサービスを開始。</p> <p>【コンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定】(令和5・6年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストアでの利用者証明用電子証明書の暗証番号初期化・再設定について、必要なシステム開発等を実施し、令和6年7月からサービスを開始。 		

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-1 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-11	次期マイナンバーカード仕様の設計の検討				
業務に関連する政策・施策	-		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	-	
人員に関する情報（従事人員数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	57人	60人	63人	68人	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	
				(詳細は、下記の主な業務実績並びに令和5年度事業報告第3章三及び令和6年度事業報告第3章三・四)	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。</p> <p><課題と対応></p> <p>-</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	
	○次期マイナンバーカード仕様の設計について、カード機能の高度化を図る観点から、関係省庁の検討状況を踏まえ、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討を行うこと。	○次期マイナンバーカード仕様の設計について、カード機能の高度化を図る観点から、関係省庁の検討状況を踏まえ、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討を行う。	<評価の視点>	<主要な業務実績>	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。		
			・次期マイナンバーカード仕様の設計について、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討が適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・次期マイナンバーカードについて、関係省庁と連携しつつ、マイナンバーカードの発行者の立場から、国の「次期個人番号カードタスクフォース」、「次期個人番号カードタスクフォース技術検討ワーキンググループ」に参加し、積極的に議論に参画するとともに、中間とりまとめ及び最終とりまとめの作成に寄与。 ・令和6年3月にとりまとめられた次期個人番号カードタスクフォース最終とりまとめを踏まえ、次期マイナンバーカード仕様書を作成した。作成した仕様書をもとに、関連システムの設計に着手。 			

3. その他参考情報	
特になし	

1-2-4-2 中期目標期間評価 項目別評価調書（マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-1	効率的・効果的な組織体制の構築

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	
			(詳細は、下記の主な業務実績並びに 令和3年度事業報告第1章四、 令和4年度事業報告第1章四、 令和5年度事業報告第1章四及び 令和6年度事業報告第1章四)	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。</p> <p><課題と対応> —</p>	評定	B
					<p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	
○マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、各部門の連携を強化するとともに、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行うこと。	○マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、マイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体化等、機構の各部門の連携を強化するとともに、オンライン会議の積極的な活用とペーパーレス化の促進等、業務の合理化・効率化を図り、機動的	<評価の視点> ・マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行っているか。	<主要な業務実績> ・マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、個人番号センター運用管理本部において、マイナンバーカードと公的個人認証サービスの運用部門の一体的な運営等を行い、年始や年度末におけるシステムの安定稼働等に対応。 ・集合や対面による会議・打合せとオンライン会議や電子メール等を、用途に合わせて適切に組み合わせた業務遂行を行うとともに、電子決裁によるペーパーレス化の促進等、業務の合理化・効率化を図った。 ・業務量の増大に伴い、年間を通じて中途採用を実施し、豊富な業務経験を有する地方公共団体における勤務経験者を採用することなどにより、適宜人員を配置するなどの機動的な人員配置を実施。	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価 (見込評価)	
			業務実績	自己評価		
	的な人員の配置を行う。					
○マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、システム監視の強化と運用の改善が図られる組織体制を構築すること。	○マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行するほか、システム監視の強化と運用の改善が図られる組織体制を構築する。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行しているか。また、システム監視結果の分析と性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制を構築しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、業務量の予測を行いシステムの性能向上策を計画的に実行。具体的には、マイナンバーカードの発行枚数の増加に対応するため、システム処理性能の増強を図った。 ・個人番号センター運用管理本部とシステム統括室との連携等により、システム監視結果の分析と性能不足の予兆の把握を通じた予防保守や継続的な運用改善が図られる組織体制を構築。 ・システムの安全かつ安定的な運営を行うため、理事長以下の役職員が参加するインシデント報告会を毎月開催し、各センターで起きたインシデントを多角的に共有・分析・議論するなどインシデントから得られた教訓の組織的共有に継続して取り組んだ。 	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。		
○災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、危機管理に強い組織体制を構築すること。	○災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、緊急時対応訓練を含め訓練の継続的な実施等により、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築する。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応訓練の実施回数 ・障害ごとの対応手順を確認するための訓練の実施回数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、レジリエンス(障害復旧力)の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築しているか。 	<p>【定量的指標の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応訓練の実施回数 R3：2回(カード管理システム関係)、2回(公的個人認証システム関係) R4：2回(カード管理システム関係)、2回(公的個人認証システム関係) R5：2回(カード管理システム関係)、3回(公的個人認証システム関係) R6：2回(カード管理システム関係)、4回(公的個人認証システム関係) ・障害ごとの対応手順を確認するための訓練の実施回数 R3：6回(カード管理システム関係)、16回(公的個人認証システム関係) R4：12回(カード管理システム関係)、12回(公的個人認証システム関係) R5：12回(カード管理システム関係)、12回(公的個人認証システム関係) R6：12回(カード管理システム関係)、 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、中期計画を着実に達成していることを評価。		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)
			12回（公的個人認証システム関係） 【定量的指標以外の実績】 ・災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、感染者・濃厚接触者等への適切な対応、消毒の速やかな実施等の対応を迅速に行うため、対応マニュアルを常に最新化。 ・障害発生時に早急に復旧できるよう、保守事業者を含めた緊急時対応訓練を年2回、復旧手順の修練のための運用訓練は毎月実施し、レジリエンス（障害復旧力）の強化を図る等、危機管理に強い組織体制を構築。 ・また、感染症の感染拡大時においては、システム運用監視部門など業務継続性が強く求められる部門においては、限られた人員の中で関係職員を複数チーム編成とし、それぞれ別の場所で勤務させる体制を構築した。		

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-2 中期目標期間評価 項目別評価調書（マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-2	システム関連経費・調達の効率化・合理化

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	
			(詳細は、下記の主な業務実績並びに 令和3年度事業報告第1章三、 令和4年度事業報告第1章三、 令和5年度事業報告第1章三及び 令和6年度事業報告第1章三)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
○マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図ること。	○マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、クラウド化や保守対応の集約など経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図る。	<主な定量的指標> ・マイナンバーカード関連システムの整備・運用費の経費の効率化率 <評価の視点> ・マイナンバーカード関連システムの整備・運用費の経費の効率化・合理化のための方策が適切に執られているか。	<主要な業務実績> ・公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供や移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載などマイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、システム構成等に関する協議を行い、必要な機器構成について検討の上、最大限の経費の効率化・合理化を実施。	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価 (見込評価)
			業務実績	自己評価	
○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、定期的に調達の点検及び必要な見直しを行うこと。	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、定期的に調達の点検及び必要な見直しを行う。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達改善検討委員会の開催回数 ・契約監視委員会の審議案件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の点検及び必要な見直しが適切に行われているか。 	<p>【定量的指標の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会の審議案件数（うちマイナンバーカード関係事務に係る審議案件数） <p>R3：4件（3件）、R4：8件（4件）、R5：8件（4件）、R6：8件（5件）</p> <p>【定量的指標以外の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、年2回開催した契約監視委員会において、一者応札の改善策等の調達の点検及び必要な見直しを実施。 ・調達改善検討委員会において、随意契約等が適切に行われているかを点検。開催回数は次のとおり。 <p>R3：26回、R4：27回、R5：31回、R6：33回</p>	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、中期計画を着実に達成していることを評価。	
○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に、契約実績の公表を行うこと。	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に定めた「地方公共団体情報システム機構における契約に係る情報の公表に関する指針」（令和3年3月1日策定）に基づき、契約実績の公表を行う。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関する契約実績の公表頻度 	<p>【定量的指標の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関する契約実績の公表頻度：毎月末に、前月末までの契約実績を公表。 <p>【定量的指標以外の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、契約実績を機構ホームページにおいて毎月公表。 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、中期計画を着実に達成していることを評価。	

3. その他参考情報

特になし

1-2-4-2 中期目標期間評価 項目別評価調書（マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II-3	働き方改革の推進による業務運営の効率化

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	
			(詳細は、下記の主な業務実績並びに 令和3年度事業報告第1章四、 令和4年度事業報告第1章四、 令和5年度事業報告第1章四及び 令和6年度事業報告第1章四)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評定	B
					<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークやペーパーレスの導入等、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図ること。	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークの計画的な実施やオンライン会議の積極的な活用、ペーパーレス化の促進など、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図る。	<評価の視点> ・マイナンバーカード関係事務に関する業務運営の効率化が図られているか。	<主要な業務実績> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、各部門においてテレワークを計画的に実施するとともに、新たなコミュニケーションツールの導入、WEBミーティングの実施やチャットツール等の積極的な活用による職員相互間のコミュニケーション不足を解消、これらの取組によるペーパーレス化の促進など、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を実施。	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。		

3. その他参考情報

特になし

1-2-4-2 中期目標期間評価 項目別評価調書（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III-1	人材の育成・確保

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	
			(詳細は、下記の主な業務実績並びに 令和3年度事業報告第1章四、 令和4年度事業報告第1章四、 令和5年度事業報告第1章四及び 令和6年度事業報告第1章四)	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。</p> <p><課題と対応> —</p>	評定	B
					<p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	
○マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専	○マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、国や地方公共団体など外部機関への職員派遣や人事交流、国の機関と連携した研修を含む職員研	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 国や地方公共団体など外部機関への職員派遣数 NICT 主催の研修などの職員研修の回数 マイナンバーカード関係事務に関連した中途採用人数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な人材の採用・確保による体制の強化が図られているか。 職員の資格取得の状況(P) (具体的な資格名を J LIS に記載いただく)) 高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用の取組状況。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【定量的指標の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や地方公共団体など外部機関への職員派遣数 R3：5人、R4：5人、R5：6人、R6：4人 職員研修の延べ参加人数 R3：1,537人、R4：1,591人、R5：2,023人、R6：2,665人 中途採用人数（うちマイナンバーカード関係事務に関連した中途採用人数） R3：17人（6人）、R4：22人（7人）、R5：30人（10人）、R6：29人（9人） <p>【定量的指標以外の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格取得奨励制度により、高度情報処理技術者等68資格を対象として、資格取得の促進。 R3：67件、R4：157件、R5：142件、R6：181件の取得。 中途採用等により、必要な人材の採用・確保による体制を強化するとともに、PMO やコンサルタントの活用等、高い専門性を有する外部人材を積極的に 	左記のとおり、設定された定量的指標を達成するとともに、中期計画を着実に達成していることを評価。	<p><留意事項></p> <p>社会全体での労働人口減少も踏まえ、長期的な視点をもって採用や人材育成施策を行う必要がある。</p>	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	(見込評価)
	門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組むこと。	修の計画的実施、資格取得の促進等、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組む。		活用。		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-2 中期目標期間評価 項目別評価調書（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III-2	適正な事務処理の確保

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		
				(詳細は、下記の主な業務実績並びに 令和3年度事業報告第1章三、 令和4年度事業報告第1章三、 令和5年度事業報告第1章三及び 令和6年度事業報告第1章三)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> </table> <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	評定	B
評定	B							
	○マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第38条の2第1項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第39条第1項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、管理体制の構築、安全管理の実施その他の必要な措置を講じること。	○マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第38条の2第1項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第39条第1項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、機構処理事務及び認証事務の管理体制を構築し、機構処理事務特定個人情報等及	<評価の視点> ・機構処理事務管理規定及び認証事務管理規定に基づき管理体制の構築、安全管理の実施その他の必要な措置を講じているか。	<主要な業務実績> ・機構処理事務管理規程及び認証事務管理規程に基づき管理体制の構築、安全管理の実施その他の必要な措置を実施。 ・機構処理事務特定個人情報等保護委員会を毎年開催し、機構処理事務特定個人情報等の機密性、正確性及び継続性の確保並びに制度面、技術面及び運用面からの障害の予防、早期回復といったセキュリティ対策等の措置内容について報告。 ・認証業務情報保護委員会を毎年開催し、準拠性監査結果や新たなサービス提供における機構の対応状況等について報告。	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。			

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)
	び認証業務情報の安全管理措置等を適切に講じるとともに、機構処理事務特定個人情報等保護委員会及び認証業務情報保護委員会にその措置内容等について報告する。				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-2 中期目標期間評価 項目別評価調書（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III-3	個人情報保護

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	
			(詳細は、下記の主な業務実績並びに 令和3年度事業報告第1章三、 令和4年度事業報告第1章三、 令和5年度事業報告第1章三及び 令和6年度事業報告第1章三)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評定	B
○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報の適正な管理を徹底すること。	○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び地方公共団体情報システム機構個人情報保護規程（令和3年3月31日地情機規程第8号）並びに番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報を適正に管理するため、リスク管理委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによ	<評価の視点> ・PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢の着実な運用と改善が図られているか。	<主要な業務実績> ・毎年度のリスク管理活動計画に基づき、リスク管理委員会を開催し、プライバシーマーク更新審査結果及び個人情報保護規程等の改正内容や特定個人情報保護評価書の修正等の報告を実施。 ・PDCAサイクルによる個人情報の管理態勢（個人情報保護マネジメントシステム）の着実な運用と改善を図るために、特に教育については、地方公共団体における情報漏えい事案を踏まえた個人情報の取扱いに係る留意点を中心とした個人情報保護に関する全役職員向け研修の実施や、個人情報保護法に規定された用語の定義、機構における個人情報保護の取組、個人情報の取扱ルール等の基本的な事項について取りまとめた研修資料の作成・配付を実施。	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。		

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)
	<p>る個人情報の管理態勢(個人情報保護マネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。</p> <p>また、引き続き、プライバシーマークの付与を受け、JISQ15001に適合した個人情報保護の水準を維持する。</p>		<p>・毎年度のリスク管理活動計画に基づくPDCAサイクルなどにより、個人情報の管理態勢に基づいた個人情報の適切な取扱いを実施することで、プライバシーマーク付与事業者として、JISQ15001に適合した個人情報保護の水準を維持。</p>		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-2 中期目標期間評価 項目別評定調書（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III-4	情報セキュリティ対策

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	
			(詳細は、下記の主な業務実績並びに 令和3年度事業報告第1章三、 令和4年度事業報告第1章三、 令和5年度事業報告第1章三及び 令和6年度事業報告第1章三)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：左記のとおり、中期計画を着実に 達成していることを評価。 <課題と対応> —	評定	B
○政府の情報セキュリティ対策における基準等やサイバー攻撃の実態等を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する方針を策定し、マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図ること。	○政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえ、地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ管理規程(平成31年3月29日地情機規程第5号)第12条の規定に基づく地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見直しを行う。	<評価の視点> ・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定等を踏まえた地方公共団体情報システム機構情報セキュリティ対策基準等の見直しがなされているか。	<主要な業務実績> ・毎年度のリスク管理活動計画に基づくPDCAサイクルなどにより、個人情報の管理態勢に基づいた個人情報の適切な取扱いを実施することで、プライバシーマーク付与事業者として、JISQ15001に適合した個人情報保護の水準を維持。			<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価 (見込評価)
			業務実績	自己評価	
	<p>○また、マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図るため、情報セキュリティ委員会を開催しつつ、PDCAサイクルによる情報セキュリティの管理態勢(情報セキュリティマネジメントシステム)の着実な運用と改善を図る。</p> <p>○さらに、情報セキュリティについて、外部監査を受けるとともに、内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応する。</p>	<p>・PDCA サイクルによる情報セキュリティの管理態勢の着実な運用と改善が図られているか。</p> <p>・情報セキュリティについての外部監査及び内閣サイバーセキュリティセンターによる監査等に対応しているか。</p>	<p>・毎年度の情報セキュリティ管理活動計画に基づき情報セキュリティ委員会を開催し(R3:5回、R4:4回、R5:4回、R6:4回)、セキュリティ管理活動の報告等を行った。</p> <p>・PDCA サイクルによる情報セキュリティの管理態勢の着実な運用と改善のために、各部門内で業務内容に応じた情報セキュリティ対策に関する教育を実施するとともに、情報セキュリティに関する事項について部門ごとに自己点検を実施。</p> <p>・情報セキュリティについての外部監査については毎年度の監査による指摘事項への対応方針を決定するとともに、速やかに対応を開始。</p> <p>・毎年度、NISCによる監査等に適切に対応。</p>		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし

1-2-4-2 中期目標期間評価 項目別評価調書（その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
III-5	情報公開・情報発信の充実・強化

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	
			(詳細は、下記の主な業務実績並びに令和3年度事業報告書第3章十、令和4年度事業報告書第3章十、令和5年度事業報告書第3章十及び令和6年度事業報告書第3章十)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：下記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。 <課題と対応> —	評定	B
					<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨にのっとり、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執ること。	○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨を踏まえて定めた地方公共団体情報システム機構の保有する情報の公開に関する規程（平成29年11月14日地情機規程第22号）に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執る。	<評価の視点> ・マイナンバーカード関係事務に係る機構が保有する情報の更改について適切な対応が執られているか。	<主要な業務実績> ・マイナンバーカード関係事務に係る機構が保有する情報に係る情報公開請求について、情報公開規程に基づき、開示を実施。 ※情報公開請求の件数（うちマイナンバーに関する情報公開件数） R3：3件（1件）、R4：13件（10件）、R5：14件（9件）、R6：18件（10件）	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。	<留意事項> これまでは紙媒体での広報を中心としていたが、より広い層へも訴求させるため、今後はSNSや動画配信を活用したWebでの発信も検討していく必要がある。	

2. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価 (見込評価)
			業務実績	自己評価	
○機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体にとって分かりやすい情報発信を実施すること。	○機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体にとって分かりやすい情報発信を実施する。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び利便性の向上に向けた取組について、国民及び地方公共団体に対して分かりやすい情報発信を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び利便性の向上に向けた取組について、機構ホームページにおける新着情報の掲載、月2回のメールマガジンの配信、一般書店における販売を含めた月刊誌の発行を行い、国民や地方公共団体の関心が強いと考えられるDX等のテーマの特集の実施、動画サイトの活用による講演の配信等により、国民及び地方公共団体に対して分かりやすい情報発信を行った。 ・特に、コンビニ交付における市区町村の証明発行サーバ等の不具合による証明書の誤交付事案については、国のマイナンバー情報総点検にあわせて、機構としての自主的取組（事業者へのヒアリング等）を進めるとともに、取りまとめた対応策について、国、地方公共団体、ベンダー事業者の公表情報等とともに一元的に掲載する等の周知を行った。 ・地方自治情報化推進フェア（最大出展者数 125 企業・団体及び最大来場者 7,539 人）については、地方公共団体の先進的な取組の事例の紹介や民間事業者のセミナー、有識者や国関係者の講演、デジタル庁等との企画など、参加者のニーズに合わせた幅広いプログラムの提供を行い、地方公共団体等に対して最新の情報を提供。 	左記のとおり、中期計画を着実に達成していることを評価。	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

3. その他参考情報
特になし